

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当行は、平成 25 年 12 月 5 日に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（公表後の改定内容を含む）を尊重し、お客様と保証契約を締結する場合、お客様から保証契約の見直しのお申し出があった場合、お客様から保証債務の整理を申し立てられた場合は本ガイドラインに基づき、適切に対応するよう努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」の詳細については以下の URL をご参照ください。

- ・ 全国銀行協会 <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>
- ・ 日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>